

東播海岸・神戸市垂水区塩屋町地先で 放置船舶等を撤去しました

H30. 8. 7

—姫路河川国道事務所—

養浜工事に支障となるため、平成28年度から自主撤去を促してきた船舶等のうち、依然放置された船舶等を、海岸法に基づき、撤去しました。

返還の申出がない船舶等については、6ヶ月経過後、処分します。

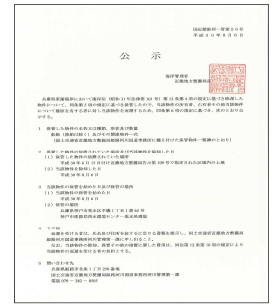
撤去日時：平成30年8月6日（月）～7日（火）

場所：東播海岸（兵庫県神戸市垂水区塩屋町地先）

撤去船舶数：63隻

返還の申し出等については、下記記者発表資料をご覧ください。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/kisya/pdf/h30/180802.pdf>



船舶等の放置を禁止する区域



位置図



放置船舶撤去前



撤去中



撤去後

看板による周知



保管状況

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel:(079)282-8211

